令和８年度 相模原市強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）

募集案内

令和８年度相模原市強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）は、次の通り実施いたします。

日時：令和８年 １１月１９日(木) ～ １１月２０日(金) ２日間
定員：５０名
会場：けやき会館２階 職員研修所 大研修室
相模原市中央区富士見６丁目６－２３
*松が丘園ではありません！ご注意ください

相模原市強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）実施要領

１ 開講目的

行動障害を有する者のうち、いわゆる「強度行動障害」を有する者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどにより、日常生活に困難が生じているため、現状では事業所での受入れが消極的であったり、身体拘束や行動制限などの虐待につながる可能性も懸念されるところです。

一方、障害特性の理解に基づく適切な支援を行うことにより、強度行動障害が低減し、安定した日常生活を送ることができることが知られています。

このため、強度行動障害を有する者に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする相模原市強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を実施します。

２ 研修事業の名称

相模原市強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）

３ 実施場所

名 称：けやき会館２階 職員研修所 大研修室
所在地：〒２５２－０２３６ 相模原市中央区富士見６丁目６－２３

４　研修カリキュラム（別紙１参照）

５　定員

５０名（定員を上回る申込みがあった場合は、選考により受講者を決定いたします。）

６　受講対象者

次の(１)から(３)の要件をすべて満たす者

（１）相模原市内の障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業所又は指定障害児入所施設での業務に従事している者、もしくは従事する予定のある者で、特に「知的障害」もしくは「精神障害」のある方への支援を行っている者、または障害福祉サービス事業所等と連携し強度行動障害のある児童生徒の支援を行う特別支援学校の教師等

（２）２日間全ての日程を受講できる者

（３）所属している法人の推薦を受けた者

７　受講者の推薦・申込み

（１）推薦・申込みについて

・別紙２「令和８年度相模原市強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）申込書」に必要事項を記載の上、事業所でまとめてお申込み（送付）ください。

・申込み多数が予想されるため、同一事業所で複数名お申込みの場合は、申込者の事業所内優先順位を必ず記入してください。全体の申込み状況によって、優先順位を参考にさせていただきます。

※受講者の「氏名」「生年月日」はお間違えの無いように注意してください。

（２）申込様式　別紙様式

ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」の「書式ライブラリ」→「４．相模原市からのお知らせ」→「１．相模原市からのお知らせ」に募集要領を掲載します。

相模原市社会福祉事業団のホームページにも掲載いたします。

（３）返信用封筒の同封（受講決定等の通知に使用）

・定形郵便用封筒（長形３号：Ａ４判用紙三つ折りが入るサイズ）を使用して下さい。

・１１０円切手を貼付し、宛名の記入をお願いします。

・法人で複数名お申込みの場合でも、返信用封筒はおひとりずつ分をご用意ください。

（４）申込方法

郵　送　　※ファクシミリ、電子メール及び電話による申込みは受付けません。

（５）申込期限 **令和８年１０月２日（金）（必着）**

（６）申込先：〒２５２－０２２３　相模原市中央区松が丘１-２３-１

社会福祉法人相模原市社会福祉事業団

地域支援課　加藤宛

※お手数ですが、封筒表面余白に「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）申込書在中」と記載願います。

８　受講者の決定

（１）定員を上回った場合は、推薦された方の中から事業所内優先順位を勘案し、申込み内容を審査したうえで決定します（先着順ではありません）。

（２）「行動援護従業者養成研修」及び「重度訪問介護従業者養成研修行動援護支援課程」を修了していない方を優先して選考対象とします。

（３）受講決定後の変更は、原則行いません。

（４）受講可否通知は、１０月中旬ごろを予定しております。

９　受講料等

（１）受講料（テキスト代、資料代等）５，０００円は受講者負担とします。

なお、受講料を納付後に受講できなくなった場合や欠席された場合でも、受講料の返還はいたしません。

（２）納付方法は研修初日に、現金にて徴収いたします。

（３）会場までの交通費等は受講者負担とします。

10　使用テキスト

『行動障害のある人の「暮らし」を支える』［強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）テキスト］のほか、各研修講師が編集した資料を使用します。

11　研修終了の認定方法

（１）公的機関発行の証明書等により受講者の本人確認を行い、全カリキュラムを受講した者に対して修了証明書を交付します。

なお、本人確認方法については、「神奈川県強度行動障害支援者養成研修事業者指定基準」に則り、研修当日に下記のいずれかのものにより行います。当日は原本と写しを必ずご持参ください。なお、写しは当方で保管し、研修終了後、当方の責任において適切な方法で処分します。

・住民票の写し
・住民基本台帳カード
・在留カード等
・健康保険証
・運転免許証
・パスポート
・年金手帳
・生活保護受給証明書
・国家資格等を有する者については、免許証又は登録証等

（２）受講生がやむを得ない理由でカリキュラムの一部を受講しなかった場合は、他の事業者が指定を受けた同一過程の研修において、受講しなかったカリキュラムの実施日から原則１か月以内（やむを得ない場合２か月以内）に該当科目を受講することで補講とし、補講修了者に修了証明書を交付します。

なお、補講の受講に当たって受講料等は、他事業者の定めによるものとします。

12　個人情報の取扱方法

（１）提出された個人情報について、研修事業以外の目的には使用しません。

（２）研修事業に関する書類（申請書・届出の控え、受講者の出席状況及び成績に関する書類、講師の出講状況に関する書類等）は、研修終了後５年間保存します。

（３）研修修了者名簿は神奈川県に提出します。

13　感染症拡大防止対策について

本研修は、感染症拡大防止に向けた相模原市の基本方針に鑑み、実施いたします。

14　その他

（１）遅刻および早退は欠席とみなします。修了証書を交付できませんのでご注意ください。通勤時間帯による混雑や天候等を考慮の上、余裕をもってご来場ください。

（２）著しく受講態度が悪く（私語、居眠り、携帯電話の使用等）、繰り返し注意された方には修了証書を交付できませんのでご注意ください。

（３）受講にあたり、手話通訳、点字教材、身体障害者用駐車場等を必要とする方は、受講申込書の所定欄に記載して下さい。

（４）来場の際は、公共交通機関の利用にご協力お願いします。けやき会館の駐車場は、ご利用をお控えください。万が一、近隣の駐車場を利用される場合、混雑による遅刻理由は認められません。また駐車場サービスは一切ございません。

（５）休講等各種お知らせに関しては、ウェブサイト「相模原市社会福祉事業団ホームページ」、「障害福祉情報サービスかながわ（https://shougai.rakuraku.or.jp)」等に掲載いたします。

15　担当部署・担当者

社会福祉法人相模原市社会福祉事業団　地域支援課　加藤・天野
〒２５２－０２２３　相模原市中央区松が丘１－２３－１
電話番号：０４２－７５８－２１２１
ＦＡＸ：０４２－７５８－７０７０
ホームページＵＲＬ：https://sagamihara-shafuku.or.jp